

令和 2 年

第 1 回市議会定例会 議案第 27 号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 40 年函館市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

公職選挙法が適用される選挙の投票の当日に行う開票事務（開票事務が引き続き翌日にわたる場合の当該開票事務を含む。）に従事する者		日額 5,900円 （その者に係る終了時刻が午後11時後のときは、5,900円にそれぞれ午後11時後の時間1時間までごとに3,200円を加算した額）
渡島海区漁業調整委員会の委員の選挙の投票事務に従事する者	日曜日等において従事した者	日額 13,800円
	日曜日等以外の日において従事した者	日額 5,700円
渡島海区漁業調整委員会の委員の選挙の投票の当日に行う開票事務（開票事務が引き続き翌日にわたる場合の当該開票事務を含む。）に従事する者		日額 5,000円 （その者に係る終了時刻が午後9時後のときは、5,000円にそれぞれ午後9時後の時間1時間までごとに2,500円を加算した額）

公職選挙法が適用される選挙の投票の当日に行う開票事務（開票事務が引き続き翌日にわたる場合の当該開票事務を含む。）に従事する者	日額 5,900円 （その者に係る終了時刻が午後11時後のときは、5,900円にそれぞれ午後11時後の時間1時間までごとに3,200円を加算した額）	に
--	---	---

改める。

第2条 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2中

地方港湾審議会の委員	日額 5,000円	を
地域審議会の委員	日額 5,000円	

地方港湾審議会の委員	日額 5,000円	に、
------------	-----------	----

選挙長，投票所の投票管理者，共通投票所の投票管理者，期日前投票所の投票管理者，開票管理者，投票所の投票立会人，共通投票所の投票立会人，期日前投票所の投票立	勤務1回につき，選挙長にあつては国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項第1号に掲げる額，投票所の投票管理者にあつては同項第2号に掲げる額，共通投票所の投票管理者にあつては同項第3号に掲げる額，期日前投票所の投票管理者にあつては同項第4号に掲げる額，開票管理者にあつては同項第5号
---	---

<p>会人，開票立会人および選挙立会人</p>		<p>に掲げる額，投票所の投票立会人にあつては同項第6号に掲げる額，共通投票所の投票立会人にあつては同項第7号に掲げる額，期日前投票所の投票立会人にあつては同項第8号に掲げる額，開票立会人にあつては同項第9号に掲げる額，選挙立会人にあつては同項第10号に掲げる額</p>
<p>公職選挙法（昭和25年法律第100号）が適用される選挙の投票事務に従事する者</p>	<p>日曜日，土曜日または職員の休日および休暇に関する条例（平成3年函館市条例第4号）第2条第1項の規定による休日（以下「日曜日等」という。）において従事した者</p>	<p>日額 21,400円</p>
<p>公職選挙法が適用される選挙の投票の翌日に行う開票事務に従事する者</p>	<p>日曜日等において従事した者</p>	<p>日額 5,400円 （その者に係る終了時刻が午前10時後のときは，5,400円にそれぞれ午前10時後の時間1時間までごとに2,700円を加算した額）</p>
<p>公職選挙法が適用される選挙の投票の当日に行う開票事務（開票事務が引き続き翌日にわたる場合の当該開票事務を含む。）に従事する者</p>	<p>日曜日等以外の日において従事した者</p>	<p>日額 5,900円 （その者に係る終了時刻が午後11時後のときは，5,900円に</p>

を

	それぞれ午後11時後の時間1時間までごとに3,200円を加算した額)
--	------------------------------------

<p>選挙長，投票所の投票管理者，共通投票所の投票管理者，期日前投票所の投票管理者，開票管理者，投票所の投票立会人，共通投票所の投票立会人，期日前投票所の投票立会人，開票立会人および選挙立会人</p>	<p>勤務1回につき，選挙長にあつては国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項第1号に掲げる額，投票所の投票管理者にあつては同項第2号に掲げる額，共通投票所の投票管理者にあつては同項第3号に掲げる額，期日前投票所の投票管理者にあつては同項第4号に掲げる額，開票管理者にあつては同項第5号に掲げる額，投票所の投票立会人にあつては同項第6号に掲げる額，共通投票所の投票立会人にあつては同項第7号に掲げる額，期日前投票所の投票立会人にあつては同項第8号に掲げる額，開票立会人にあつては同項第9号に掲げる額，選挙立会人にあつては同項第10号に掲げる額</p>
--	--

に

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公職選挙法が適用される選挙の投票事務等に従事する者に対する報酬を廃止し、ならびに渡島海区漁業調整委員会の委員の選挙および地域審議会の廃止に伴い規定を整備するため